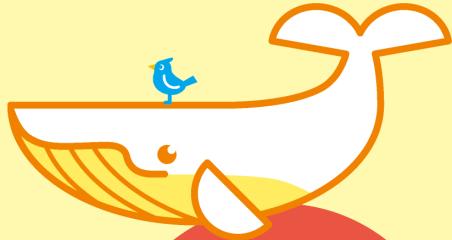




いつも、あなたのそばに。
always by your side



2015年

Legal Support Press
Vol.11

【リーガルサポートプレス】リーガルサポートは全国の司法書士が構成する団体です

特集
後見人の死後事務
における留意点

特別寄稿
成年被後見人・被保佐人の
公務員就任権欠格条項の合憲性



公益社団法人
成年後見センター・リーガルサポート



成年被後見人・ 被保佐人の公務員就任権 欠格条項の合憲性

同志社大学法科大学院 教授
竹中 熱氏

都大学法学部卒業。同大学院法学研究科博士課程修了。京都大学博士(法学)。都大学法学部助手、神戸大学教養部講師、助教授、ベンシルヴァニア大学ロースクール客員研究員、京都産業大学法学院教授、ストックホルム大学法学院客員研究員を経て、2004年4月より現職。2010年10月-2011年10月 Stetson大学ロースクール客員研究員。著作『憲法上の自己決定権』(成文堂、2010年)。

合憲性」同志社法学六七巻二号二〇三頁以下〔一〇五年六月三〇日発行〕)。

私見の立論は、公務員就任権の根柢規定に関する憲法二三条説(「參政權的權利説」)、憲法二二条一項説(「職業の選択の自由」説)のいずれにおいても、現行の国家・地方公務員法が採用している手段(つまり、自己の人生計画として成年後見制度を利用し被保佐人等になつた成年者について、「律画」的に公務員試験受験資格を剥奪し、既に在職中の職員についても個別的判定を経ることなく自動失職とするという「律画」的な制約手段)は、いう、より制限的でない代替的手段(LRA = Less Restrictive Alternative)が既に設けられてゐる(地方公務員法二八条一項等)以上、過度の制約として違憲となり、また同法二六条一号等の欠格条項の立法目的・制約目的が「公職(公務)遂行能力を欠く一般職公務員を除外すること」にあるとして仮に正当とされた場合にも、同目的との「律画」的な制約手段との間には合理関連性がなく違憲となるざるをえないとするものである。

④ 吹田市職員被保佐人自動失職違憲訴訟の提起

前記拙稿の「おわりに」において四つの検討課題をあげ、「④憲法訴訟（違憲訴訟）の提起は判断能力が十分でない成年者（や家族）のプライバシー権の制約（放棄）を伴わざるを

① 新しい成年後見制度と 欠格条項の残置

「一九九九—二〇〇〇年に介護保険制度と同時にスタートした「新しい成年後見制度」は、それまでの禁治産・準禁治産制度を改め、「自己決定の尊重」の理念と「本人の保護」の理念との調和を目指して、「ないし」「自己決定の尊重、残存能力「現有能力」の活用、ノーマライゼーション等の改正理念」に基づき設けられたものである(小林昭彦・原司「平成二年

「見人」の選挙権の制約の「合憲性」「公職選挙法二条二項二号の合憲性」（同志社法学六一巻二号三五頁以下「二〇〇九年」など）、そして、二〇一三年の東京地裁判決（東京地判平成二五年三月一四日判例時報二七八号三頁）は、同二号は憲法二五条等に違反するとの違憲判断を下した。国会は公職選挙法の改正を行い、同二号は削除され、成年被後見人は、二〇一三年七月七日に行われた参議院議員選挙において、主権者として憲法上の権利である選挙権（憲法二五条）を行使するに至った。

② 成年被後見人の選挙権 被選挙権又各条項

度民法一部改正法等の解説】七頁、三四頁〔二〇〇二年〕、松井秀樹「後見人の行動指針」の提言について「[一〇]四年五月二二日」、「We have a dream. 「私達は、一つの夢を、やつてこます。」リーガルサポートプレス八号〔一〇]四年二月〕。禁治産・準禁治産制度の下で設けられていた欠格条項は新制度のスタートに際し見直されるべきものであったが、なお、多くの欠格条項が存置・残置された。

② 成年被後見人の選挙権・被選挙権欠格条項

成年後見制度を借用する欠格条項の最たるものは、成年被後見人の選挙権・被選挙権欠格条項（公職選挙法二条二項二号）であった。一九四七年施行の日本国憲法の下で、この規定を憲法違反とする憲法学説はようやく二

③ 成年被後見人・被保佐人の公務員就任権欠格条項

⑤ 判断能力が十分でない
成年者の人権保障と
自己決定支援・
自己人生創造希求権

得ないため、訴訟以外の実効的な非司法的救済方法を探求すること」の必要性を指摘した。が、その後、偶然にも、二〇一五年七月二十四(金)に、吹田市職員被保佐人自動失職違憲訴訟が大阪地裁に提起された(原告塩田氏)。東奈央はじめ二名の弁護団)。

この英断に敬意を表するとともに、本件憲法訴訟を冷静に支援する立場から、さらに憲法学内争いを深めないと考えてゐる。

(本人による意思決定)の他者による支援」には、自己決定と他者決定との緊張関係が内包されていることに留意し、「支援がまずありき」ではなく、その人の人生(自己人生)がまずあり、必要な限度においてその人なりの人生の展開を促進する限りにおいて(さりげなく)支援する方法を考案することが肝要であるということを確認しておきたい。「認知症七〇〇万人—当事者が拓く新時代」(二〇一五年二月二十四日土・東京国際フォーラム)で当事者が述べた言葉ー私たちが求めているのはサポートーではなくパートナーなのです。「パートナー=『さりげなくよりそつてくれ、時には一緒に行動を楽しんでくれる人』の意味であろ

知的障害をもつ人や認知症の人など「判断能力が十分でない成人」も、日本国憲法にいう主権者であり、基本的人権の享有主体であり、「必要な場合には他者（家族・友人などの私人や行政などの公権力）の支援をうけつつ、自分のその人なりの人生（自己人生）をつくりあげることを希求し模索する権利（＝自己人生創造希求権）」を有する（憲法三条）。

う主権者であり、基本的的人権の享有主体であり、「必要な場合には他者（家族・友人などの私人や行政などの公権力）の支援をうけつつ、自分のその人なりの人生（自己人生）をつくりあげることを希求し模索する権利（＝自己人生創造希求権）」を有する（憲法三條）。

今後のあるべき成年後見制度を構想するに際しても、このことが銘記されるべきであろう。たとえば、最近ひんぱんに使用される「意思決定支援」の用語（たとえば、「総合的な意思決定支援に関する制度改善を求める宣言」）も、この用語「意思決定支援」＝「自己決定二〇二五年一〇月二日・日本弁護士連合会第五八回人権擁護大会（千葉・幕張）」についても、この用語「意思決定支援」＝「自己決定

【欠格条項】

第十六条 次の各号の一に該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

第一号 成年被後見人又は被保佐人

【降任・免職・休職等】

第二十八条 第一項 職員が、左の各号の一に該当する場合においては、その意に反して、これを降任し、又は免職することができます。

第四項 職員は、第十六条各号(第三号を除く。)の一に該当するに至ったときは、条例に特別の定がある場合を除く外、その職を失う。

【欠格条項】

第三十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、人事院規則の定める場合を除くほか、官職に就く能力を有しない。

第一号 成年被後見人又は被保佐人

【受験の欠格条項】

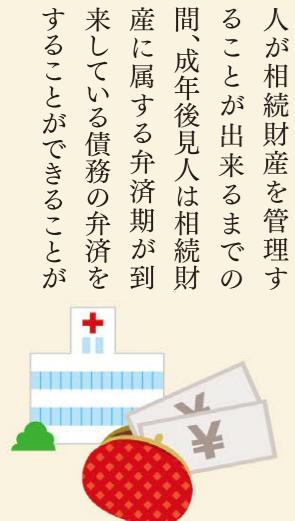
第四十三条 第四十四条に規定する資格に関する制限の外、官職に就く能力を有しない者は、受験することができない。

【欠格による失職】

第七十六条 職員が第三十八条各号の一に該当するに至ったときは、人事院規則に定める場合を除いては、当然失職する。

① 入院代の支払

病院に入院中の本人が死亡した場合、本人死亡後に後見人に対して入院代の請求があることは少なくない。法的には本人の未払の債務が残っていた場合には、相続人に債務が承継



の死亡によって後見等は終了し、成年後見人等(以下「後見人」という。)の事務も、原則として終了する。いわゆる死後事務については、民法870条に、管理の計算を2か月以内にする必要があるとの定めがあるくらいで、あとは、後見人は、相続人に管理財産を承継してその事務を終了する、というのが、法の建前である。しかし、それでは相続人が存在しない本人や例え相続人が存在したとしても協力を得ることができない本人の後見人に選任されている者は、死後の事務において少なからず事務処理に支障をきたしていると言つても過言ではない。本稿では、主だった問題点を取りまとめて、現在協議されている「成年後見の手続法」の一部を改正する法律案「要綱」(以下、「要綱」という。)についても若干ふれてみたい。

後見人の死後事務における留意点

秀岡 康則
岡山県支部
リーガルサポート

されることとなり、相続人がいなければ相続財産管理人によって清算手続きが行われるので、後見人は支払をする義務はない。しかし、入院代を支払わないということは遅延損害金が発生することとなり、急迫な事情がある場合には後見人は必要な処分をしなければならないことになつていて(民874条・民654条)、相続人がいてもすぐに支払をすることができない場合、相続人がいても連絡先が不明な場合、相続人がいなくて相続財産管理人選任までに時間がかかる場合等については、急迫な事情がある場合として後見人は入院代の支払に対応することにならざるを得ない。なお、急迫な事情の解釈については、家庭裁判所の取扱いでも柔軟に考えられているようである(別冊判例タイムズ36「後見の実務」)。

ところで、「要綱」では成年被後見人が死亡した場合に必要があるときとあり(補助、保佐の場合は記載がない)、成年被後見人の意思に反することが明らかなるときを除き、相続人が相続財産を管理することが出来るまでの間、成年後見人は相続財産に属する弁済期が到来している債務の弁済をすることができることが、

法律上、どこを探しても遺体の引取義務が誰にあるのかについては明確な規定はない。相続人か喪主か祭祀承継者に遺体の帰属があるとの見解が出されているようだが、遺体の引取義務(所有権の帰属)に関する議論にかかわりなく実務上は、慣習等によって相続人、喪主、祭祀承継者等が遺体の引き取りをしている。当然、後見人は本人死亡によって後見事務が終了するので、遺体の引取義務はなく埋葬の義務もない。そのため、本人死亡後後見人は、本人の相続人に通知をし遺体の引き取りをお願いすることを原則的な対応とし、例外的に本人に相続人がいない若しくは相続人が協力してくれない場合にはやむを得ず後見人自らが遺体を引き取り、葬儀、火葬まで執り行っている場合がある。

ところで、墓地、埋葬等に関する法律第9条には、「死体の埋葬又は火葬を行う者がないとき又は判明しないときは、死亡地の市町

報告
1
大阪発

「地方公務員の欠格条項訴訟」傍聴レポート

① 塩田さんの復職を応援する集会

集会は、9月23日午後、吹田市文化会館で開催されました。参加者は約70名で、障害者の方も多数参加されており、この訴訟の关心の高さが伺われました。

最初に、弁護団から裁判の状況に関する報告がありました。原告の塩田さんには生まれた時から知的障害と自閉症がありました。大学を卒業し平成18年からは吹田市役所の公務員として働いてきました。しかし、塩田さんは、キーパーソンであった父親が余命宣告を受けたことと吹田市の職員のアドバイスがあったことから、家庭裁判所に保佐開始の申立をすることにし、平成23年4月に保佐開始の審判を受けました。ところが、吹田市は、「保佐」が公務員の欠格条項に該当するとして契約更新を拒否し、その結果、塩田さんは吹田市の公務員の地位を失ってしまいました。そこで塩田さんは、職員の地位確認や未払い賃金の請求を求め、平成27年7月24日大阪地方裁判所に提訴を行いました。請求の内容は、①原告が現在も

吹田市役所の職員であった塩田和人さんは、平成23年4月に保佐開始の審判を受けたことにより、平成24年6月から吹田市役所の職員の地位を失ってしまいました。そこで、欠格条項の規定を定めた地方公務員法が法の下の平等を定めた憲法に違反するとして、吹田市に対して復職と損害賠償を求めて、平成27年7月24日大阪地方裁判所に提訴しました。本稿では、平成27年9月23日に開催された塩田さんの復職を応援する集会の様子と、同年10月5日に行われた公務員失職訴訟第1回口頭弁論期日について報告いたします。



吹田市の職員という地位にあることの確認請求、②吹田市職員にあることを前提にした未払い賃金請求、③慰謝料請求(国家賠償請求)の3つです。原告側は、「公務員として働く権利は重要な人権である。財産を管理する能力と公務を遂行する能力は全く別物であるにもかかわらず、地方公務員法は、被後見人や被保佐人を一律に排除していることから憲法違反である。」という主張をしています。

集会はその後、塩田さんご本人のトークや、全国からの応援メッセージと移っていき、次第に盛り上がりを見せていきました。そして、最後に東俊裕弁護士の「障害者権利条約と欠格条項」というテーマでの講演で幕を閉じました。

② 第1回口頭弁論期日

第1回の口頭弁論は、大阪地方裁判所809号法廷で行われました。午後1時10分からの予定でしたが、なんと開廷が45分も遅れるというハプニングがありました。傍聴席に車椅子が入れず、備え付けの椅子を取り外す作業に手間取ってしまったのです。しかし、弁護団側は、あらかじめ裁判所に「車椅子の方が全国から傍聴に来るので、事前に準備をしておいてください」とお願いをしていたそうですから、なんとも情けない裁判所の怠慢ではあります。まあ、それはさて置き、今回の口頭弁論では、原告塩田さんご本人の意見陳述があり非常に注目していました。塩田さんは、公務員にずっと憧れていたこと、仕事に誇りを持って取り組んでいたこと、仕事を失った時とても悲しく



悔しかったこと、そして今でも市役所で働いていたことなどを、はっきりと、かつ明瞭に語られました。それは、塩田さんの想いが詰まった心の響きであり、傍聴席で聴いていた全ての人々が厳粛な気持ちでこれを受け止めていました。次回の口頭弁論期日は平成27年12月21日(月)午後2時から大阪地方裁判所809号法廷で行われる予定です。お時間のある方は傍聴に参加してみてはいかがでしょうか。(い)



第11回 Q&Aコーナー

相談内容

後見人の任務はいつまで続くのでしょうか？その交代、終了は？

後見人の任務は長期にわたることが予想されます。被後見人よりも先に後見人が亡くなってしまうことや病気等で後見人を続けられなくなってしまうこともあるかもしれません。

このような場合にどうなるのか知っておく必要がありまし、あわせて後見人の交代方法や任務が終了した場合などについても知っておきましょう。



60歳代後半
佐藤 太郎さん(以下:相)

リーガルサポート広報委員
司法書士 宇田川 茂さん(以下:回)

相 父の遺産分割の際、病院に長期入院している兄のため後見人が必要だということで後見制度を利用しました。当初の目的であった遺産分割は終了し、現在、兄の後見人となって5年ほど経過しています。後見監督人は就いておらず今まで家庭裁判所に相談しながら何とか兄の後見人を続けてきましたが、私ももう年ですしいつまで続けていけるのか不安です。

いつまで続けなければならないのでしょうか？

回 そうですね、被後見人が亡くなったとき、被後見人の能力が回復して後見開始の審判が取り消されたときなど、被後見人に後見が不要な状態となったときは、後見が終了します。また、後見人が亡くなったとき、後見人が辞任したときなど、被後見人に後見は必要ですが、後見人側に後見人を継続できない事情が生じたときも、後見は終了します。

ですので、これらの事情がない限り、お兄さんの後見人を続けていく必要があることになります。

相 ということは兄が回復したり、亡くなったり、私が死亡したり、辞任などしない限り、私がこれからも兄の後見人を継げなければなりませんね。

回 そういうことになります。ご自身の健康的な問題で後見事務の継続に不安があり、お兄さんの後見人を辞めたいということであれば、家庭裁判所に後見人の辞任許可を求めるとともに、後見人の選任を求める必要があります。

相 辞めるにあたっては家庭裁判所の許可が必要となるのですね。

回 そうです。後見人は、「正当な事由」があれば、家庭裁判所の「許可」をもらって辞任することができるとされています。「正当な事由」には、例えば高齢や病気、遠隔地に転居するなどが考えられます。

相 わかりました。もし私が辞めた場合、兄の後見人は誰が決めるのですか。

回 家庭裁判所がお兄さんの生活、財産状況など総合的な判断をした上で、後任の後見人を選任することとなります。あなたが家庭裁判所に後任の後見人選任を求める際、候補者がいればそのことを伝えることは可能ですが、必ずしもその候補者が後任の後見人になるとは限りません。後見人を誰にするかの決定権は、家庭裁判所にあるからです。

相 後見開始の申立てのときと同じなんですね。では、その後見人に兄の通帳とかを引き継げば良いのですね。

回 そうです。後任の後見人選任の審判がされたらこの後見人がお兄さんの後見事務を行うことになります。あなたは、辞任許可がされてから2か月以内に管理していた財産の収支を計算し、その現状を明らかにして、後任の後見人にお兄さんの財産を引き継がなければなりません。

相 良くわかりました。実は、今すぐ後見人を辞めることまでは考えていません。後任の後見人への報酬の問題もあり私が元気な限りは兄の面倒は私でと思っていますので、私自身がもうできないなと思ったときに辞めるつもりでいます。

相 そこで心配なのは突然、私が病気になって長期の入院をしたり死亡したりした場合です。これらの場合、兄の後見人が突然いなくなってしまい兄の病院代の支払いなどもできなくなってしまいます。これらの場合、兄の後見人はどうなってしまうのでしょうか？

回 親族、その他の利害関係人など関係者から後任の後見人選任の申立てが認められていますので、これを利用しこれらの人が家庭裁判所に後見人の選任の申立てをし、家庭裁判所が選任した後任の後見人がお兄さんの後見事務を行うこととなります。

もし、この申立てをする適当な親族などがいなくても家庭裁判所の職権で新たな後見人を選任できることとなっていますので、これらの場合は、誰からでも良いので至急、家庭裁判所に後見人が入院した、もしくは亡くなったことを伝えその判断を仰ぐようにしていただと良いでしょう。

なお、後任の後見人が選任されるまでには時間がかかり空白期間が生じてしまいますが、一時的に後見事務が遅滞する可能性はあります。

もし、この遅滞を避けたいといった事情、必要性があるのであれば、現時点でもう一人後見人を追加、または後見監督人を新たに選任していただくよう家庭裁判所に申立て又は上

申し、これが認められることでこれを防ぐことができます。よくわかりました。私に何かあった場合に家庭裁判所に伝えられる人を作つておけば良いのですね。

ところで今から追加で後見人の選任申立てをすることできるとのことですが、今すぐではなく将来私が入院、又は亡くなった場合の後見人をあらかじめ指定するといったこと、つまり任意

回 後見契約のようなことはできないのですか？

これはできないと考えてください。そもそも条件付きで後見人選任の申立てをすることは認められませんし、法定後見制度では後見人の選任は家庭裁判所の権限となっているからです。行うとしても家庭裁判所に報告等の際上申書等で、その思いを表現するくらいでしょう。

相 よくわかりました。ところで、もし医療が進歩して兄が完全に回復した場合は、どうすれば良いのですか？

ここが知りたい! 成年後見制度

回 お兄さんの判断能力が完全に回復し後見制度の利用が不要となったのであればその取消しを家庭裁判所に求めていただこととなります。また、管理していた財産の収支を計算し、その現状を明らかにして、お兄さんに引き継がなければなりません。

相 わかりました。ところで、兄が先に亡くなった場合、後見は終了し後見人の任務も終了するということですが、この場合私は何をしなければなりませんか？

回 この場合、まず家庭裁判所にお兄さんが亡くなったことを報告し、その指示に従ってください。細かいところですが、後見終了の登記も法務局に申請しなければなりません。

また、辞任などの場合と同じように亡くなった日から2か月以内に管理していた財産の収支を計算し、その現状を明らかにして、相続人に引き継がなければなりません。さらに相続人が事務を処理することができるようになるまで、必要な処分をしなければならない義務、いわゆる応急処分義務も負いますので、これにあたるようなことがあれば適切に行ってください。

相 そうしますと、だれが兄の最後の病院代を支払わなければならぬのですか？

回 これはお兄さんの相続人ということになります。ちなみに後見人であった者がその預かっている財産から支払いをできるかは、難しい問題であり、特に相続人が最後の治療等に不満を持っていたりして払いたくないといった場合、債務超過であった場合などに問題となります。

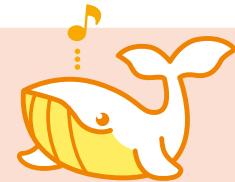
これが応急処分義務にあたるとは考えがたく基本的には後見人であった者が支払う義務ではないでしょうか？

なお、これら被後見人死亡後の事務の範囲については、改正の議論がされているところですので、本号の特集などを参照していただければ良いかと思います。





編 集 後 記



先日、私が後見人に就任した方の施設入所手続をしていた際、経理の方から「お聞きしづらいことですが、先生に何かあった時はどうすればよいでしょうか?」と質問を受けました。こうした疑問に触れたのは初めてのことです直、戸惑いましたが、考えたら当然のご心配ですよね。そこで後見制度を改めてご説明し、定期的に裁判所に報告していること、その為裁判所は銀行口座番号を含め本人の財産を把握していること、後見人に万一のことがあった場合は別の後見人を選任して事務が継続できる仕組にもなっていることをお話をしました。そして後見人に

連絡が取れない場合は、所属団体であるリーガルサポートや管轄裁判所に相談して頂けるよう連絡先をご案内すると、施設の方も安心してくださったようでした。

今号では被後見人が亡くなった際の特集でこちらもデリケートで難しい問題ですが、後見人に万一のことがあって事務がストップした場合は、関係者の方々のみならず被後見人ご本人にまで混乱とご負担を与えるでしょう。後見人として健康に留意し、また自分自身に何かあった時のこととも想定して事務を常に整理しておかなければ、と感じました。(つ)

公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート支部一覧



マークのある支部にはホームページがあります

各支部名で検索!

リーガルサポート ○○支部

検索

- 札幌支部 011-280-7078 [HP](#)
- 千葉県支部 043-301-7831
- 富山県支部 076-431-9332
- 徳島支部 088-622-1865 [HP](#)
- 函館支部 0138-27-2345 [HP](#)
- 茨城支部 029-302-3166 [HP](#)
- 大阪支部 06-4790-5643 [HP](#)
- 高知支部 088-825-3141
- 旭川支部 0166-51-9058
- とちぎ支部 028-632-9420
- 京都支部 075-255-2578 [HP](#)
- えひめ支部 089-941-8065
- 釧路支部 0154-41-8332
- 群馬支部 027-224-7771 [HP](#)
- 兵庫支部 078-341-8686 [HP](#)
- 福岡支部 092-738-1666 [HP](#)
- 宮城支部 022-263-6786
- 静岡支部 054-289-3999
- 奈良支部 0742-22-6707 [HP](#)
- 佐賀支部 0952-29-0626
- ふくしま支部 024-533-7234
- 山梨支部 055-254-8030 [HP](#)
- 滋賀支部 077-525-1093
- 長崎支部 095-823-4710
- 山形支部 023-623-3322
- ながの支部 026-232-7492 [HP](#)
- 和歌山支部 073-422-0568
- 大分支部 097-532-7579
- 岩手支部 019-653-6101
- 新潟県支部 025-244-5141
- 広島県支部 082-511-0230
- 熊本支部 096-364-2889 [HP](#)
- 秋田支部 018-824-0055
- 愛知支部 052-683-6696 [HP](#)
- 山口支部 083-924-5220 [HP](#)
- 鹿児島支部 099-251-5822
- 青森支部 017-775-1205
- 三重支部 059-213-4666
- 岡山県支部 086-226-0470 [HP](#)
- 宮崎県支部 0985-28-8599
- 東京支部 03-3353-8191 [HP](#)
- 岐阜県支部 058-259-7118
- 鳥取支部 0857-24-7013
- 沖縄支部 098-867-3526
- 神奈川県支部 045-640-4345 [HP](#)
- 福井県支部 0776-30-0016
- しまね支部 0854-22-1026
- 香川県支部 087-821-5701 [HP](#)

本部(東京) 03-3359-0541

リーガルサポートのホームページには
音声読み上げ機能があります!



編集・発行

公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート

〒160-0003 東京都新宿区本塩町9番地3 司法書士会館5階
TEL 03-3359-0541 <http://www.legal-support.or.jp>

リーガルサポート

検索

